

特集 《中国の知的財産制度》

中国特許民事訴訟概説

—中国で特許は守れるか？—

会員 河野 英仁・張 嵩*



要 約

中国が2001年にWTOに加盟して以来、知的財産権保護の制度作りが急ピッチで行われている。特許権についても多数成立が認められ、中国企業同士の特許権侵害訴訟事件が増加している。中国に現地法人を有する外国企業も例外ではない。米国及び欧州企業が特許権侵害及び商標権侵害で中国企業に訴えられる事件も増加している。中国における特許権の民事的救済措置に関しては、日本国におけるそれと類似するが、注意を要する相違点もある。以下では日本及び米国における法制度と比較しつつ、実務者として押さえておきたいポイントを概説する。

目 次

1. はじめに
2. 権利行使の方法
 - (1) Dual Track System
 - (2) 特許業務管理部門の役割
 - (3) 長所と短所
 - (4) 近年の利用状況
3. 人民法院のシステム
 - (1) 人民法院の構成
 - (2) 知的財産権を取り扱う人民法院
 - (3) 知的財産権専門の高級人民法院の設立
4. 裁判管轄
 - (1) 事物管轄
 - (2) 再審制度
 - (3) 地域管轄
 - (4) 米国イーライリリー事件
5. 現状の訴訟データ
 - (1) 民事訴訟の現状
 - (2) 外国企業が関与する事件
 - (3) 訴訟に要する期間
6. 特許権の民事的救済措置
 - (1) 保全措置
 - (2) 損害賠償額の計算
7. 最高人民法院の役割と司法解釈
 - (1) 最高人民法院の役割
 - (2) 司法解釈
8. まとめ～これからは特許で戦う

1. はじめに

実質経済成長率が毎年約10%と、驚くべき勢いで中国は経済発展をとげている。経済発展を支えるのは

人口約13億人という巨大なマーケットである。知的財産権保護の観点からは、2001年にWTOに加盟し、米国の強い圧力を受けつつ、他の国と同等の保護レベルを目指して法改正、各種機関の設立及び人材育成等が行われている。

このような状況下、中国に現地法人を設立している日本企業にとっては、特許の問題は無視するわけにはいかない。

日本及び米国企業等は多数の特許出願を中国に行い、徐々に武器となる特許を多数成立させている。「模造品が多い…訴訟をするか？しかし、特許訴訟をして実際に勝てる見込みはあるのか？権利範囲の解釈は？」特許訴訟の多い米国及び日本と異なり、まだまだ情報が少なく不透明というのが現状ではないだろうか。

筆者は2007年夏に北京の清華大学法学院に留学し、中国知的財産権法プログラムを受講した。同プログラムにおいては最高人民法院知識産権部の審判事から直接指導いただく機会もあり、貴重な情報を得ることができた。

本稿は、特許民事訴訟の概要及び最新のデータを、特に日米の制度と対比しつつ、現在日本で活躍する張中国弁理士と共同で執筆したものである。中国特許実務を行う読者の参考となれば幸いである。

なお本稿で述べる「特許」は日本国特許法における特許を意味し、実用新案（実用新型）及び意匠（外観

* プライムワークス国際特許事務所 中国弁理士

設計)を除くものである。

2. 権利行使の方法

(1) Dual Track System

中国における特許侵害の解決手段は行政によるアプローチと司法によるアプローチの二つがある(中国専利法(以下、中国特許法)第57条⁽¹⁾)。これはDual Track Systemとよばれ、中国特有のシステムである。すなわち、民事訴訟を提起し人民法院にて解決する以外に、中国各地57カ所に存在する特許業務管理部門に侵害行為の停止処理を求めることができる。

(2) 特許業務管理部門の役割

上述のとおり、中国における侵害対策は司法アプローチと行政アプローチとに大別される。その中で、行政アプローチは特許業務管理部門により取り扱われる。

ここで特許業務管理部門とは、「各省、自治区、直轄市人民政府及び特許管理業務量が多く、かつ、実際的処理能力の有する区を設置している市の人民政府により設置されている特許業務を管理する部門」

を指す(中国特許法実施細則第78条)。実務上は、各省、自治区、市の知識産権局(以下、地方知識産権局)により担当されている。

①地方知識産権局と中国国家知識産権局との関係

端的に言えば、両者の間に主従の関係はない。各地方知識産権局はその相応する地方政府に直属するが、業務上、中国国家知識産権局からの業務指導を受ける場合もある。なお、中国国家知識産権局は特許権に関する紛争を処理・解決する機能を有しない。

②特許業務管理部門の特許権に関わる紛争を処理・解決する過程における機能及び作用

特許業務管理部門の機能は特許管理機能と特許紛争処理機能とに大別されるが、ここで、特許業務管理部門の特許管理機能については割愛させていただき、特許紛争処理機能を中心に説明する。

(i) 侵害認定及び処理

侵害事件が発生した場合、当事者(特許権者)は特許業務管理部門に侵害行為の認定を請求することができる。特許業務管理部門は、侵害行為であると判断した場合、侵害行為の差し止め命令を侵害者に発行する。しかし、特許業務管理部門は差し止め命令を発行するにすぎず、損害賠償命令を発行する権力を有さない。

特許業務管理部門はあくまでも損害賠償の調停を行うにすぎない(中国特許法第57条)。

なお、特許業務管理部門は侵害の判断を行う際に、意匠に係る判断の場合を除き(意匠侵害に関しては、専門知識に対する要求が低いから)、該当する分野の専門家に技術上の分析を依頼するが多い。

(ii) 他の特許紛争に対する調停

侵害認定及び調停の他に、特許業務管理部門は更に以下の特許紛争に対する調停を行う機能を有する(中国特許法実施細則第79条)：

- (a) 特許出願権と特許権帰属の紛争
- (b) 発明者、考案者資格の紛争
- (c) 職務発明の発明者、考案者の奨励及び報酬の紛争
- (d) 発明特許を公開した後、特許権を付与する前にその発明を使用したが必要な費用(日本国特許法第65条の補償金に相当)を支払わない紛争

なお、(d)に掲げる紛争について特許権者が特許業務管理部門に調停を請求する場合、特許権付与後でなければならない。また、以上の各紛争については、特許業務管理部門は調停をすることしかできず、認定または判定等を行うことができない。

(iii) 他人の特許と詐称する行為及び特許ではないものを特許と偽る行為に対する処理

特許業務管理部門は、他人の特許と詐称する行為及び特許ではないものを特許と偽る行為を発見または他人の密告により発見した場合、それらの行為を差し止め、更に行政処罰を実施する権利を有している(中国特許法第58及び59条)。

(3) 長所と短所

特許侵害に直面した場合、行政アプローチと司法アプローチとのどちらを採るべきか問題となる。行政アプローチのメリットは短時間及び低コストでの解決が可能であるという点にある。短所としては、侵害行為の差し止めしか行わず、損害賠償請求については調停による場合を除きこれを認めていないという点にある。また、複雑な権利範囲解釈が要求される事件は行政による判断よりも、裁判官による判断を経るべきものと思われる。従って、明らかな侵害行為で、迅速な差し止めが必要とされる場合を除き、原則として司法アプローチを採ることが好ましい。

(4) 近年の利用状況

図1は行政アプローチ及び司法アプローチの特許事件受理件数の変化を示すグラフである。

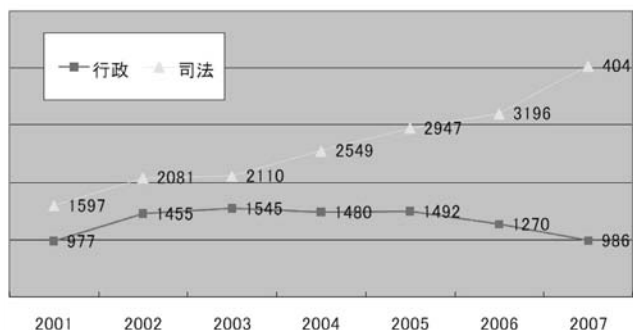


図1 特許侵害事件受理件数の対比

WTO加盟後の2001年から2007年までのデータであり、三角は司法アプローチ、四角は行政アプローチの受理件数である。以前は司法及び行政の受理件数はほぼ同数であったが、近年は司法アプローチが増加し、逆に行政アプローチが減少傾向にある。これは、人民法院における知的財産権（以下、IP）部門の拡充及び事件の複雑化に起因するものと考えられる。事件の性質にもよるが今後は、司法アプローチによるのが賢明かと考えられる。

3. 人民法院のシステム

(1) 人民法院の構成

日米と比較した場合、中国の人民法院は基層、中級、高級及び最高の4層構造を取る点で相違する（人民法院組織法第2条並びに第18条乃至第33条）。北京にある最高人民法院を中心に、各省・直轄市等を含め31の高級人民法院、300以上の中級人民法院、3,000以上の基層人民法院から構成される。

(2) 知的財産権を取り扱う人民法院

ではこれらの人民法院のうちどれだけの人民法院がIPを取り扱うことができるのだろうか。1996年にはIPR (Right) 保護の高まりを受けて最高人民法院にIPの専門部門が設置された。IP部門は特許等の技術的事件を取り扱う第1部門と、商標等の非技術的事件を取り扱う第2部門との二つにより構成される。最高人民法院が専門の部門を設けていることには驚かされる。高級人民法院は上述した31の法院全てがIP事件に対応可能であり、中級人民法院は172の人民法院が対応可能である。特許事件は技術的知識が必要とされるところ、全ての高級人民法院が特許部門を設けており、また中級人民法院においても64の法院が特許事件について対応可能である。

なお、裁判管轄の項で説明するが、IP事件は原則

として中級人民法院が第1審となるため、基層人民法院にはIP部門がほとんど設けられていない。

(3) 知的財産権専門の高級人民法院の設立

米国では連邦巡回高等裁判所が1982年に設立され、日本においても2005年に知的財産高等裁判所が設けられ、高等裁判所レベルにおいて統一的な判決を受けることが可能となった。中国では31カ所の高級人民法院がそれぞれ別々に判決を出している状況であるが、米国及び日本と同じく知的財産専門の統一的な高級人民法院を設立すべく、現在、研究及び準備がなされている。

4. 裁判管轄

(1) 事物管轄

特許事件の第1審案件は原則として中級人民法院が管轄する（法積（2001）第21号第2条）。中国は2審終審制であるため控訴審である高級人民法院の判決を経て裁判は終了する（人民法院組織法第12条第1項）。日米の如く3審制でない点に注意を要する。

また、訴額に応じて高級人民法院が第1審となる場合もある（北京市高級人民法院・北京市各級人民法院の第1審知的財産権民事紛争案件処理の審級別管轄に関する規定、京高法発2002年338号）。この場合、最高人民法院が第2審となる。このように最高人民法院が第2審となる場合もあることから、日米の裁判所と異なり、どの段階においても、事実の認定及び法律の適用のいずれをも争うことができる。このように、中国の人民法院は4層構造であること、2審終審制であること、及び、第1審が事案に応じて相違すること、この三つのポイントを理解しておくことが重要となる。

第2審で判決が出た場合、それで終わりか？答えは否である。例外的に民事再審（Retrial）制度（以下、再審制度）が設けられている。この再審制度は日本国特許法第171条の「再審」とは全く性質の異なるものである。以下にその詳細を説明する。

(2) 再審制度

①再審制度とは

中国における、再審制度は、裁判監督手続きとして設置されている特殊な手続きである。人民法院の発効した誤った判決または裁定に対して再び裁判をする制度である。事実の認定、及び、法律の適用のいずれにおいても誤りがある場合は、本制度により再度審理を

行う。

②再審手続きを起動する主体

中国民事訴訟法によって、再審を起動するのは以下の3主体である：

(a) 人民法院

各級の人民法院内部において、院長の提出及び裁判委員会の討論を経て、再審手続きが起動する。また、上級の人民法院は下級の人民法院の発効判決・裁定、最高人民法院は地方の各級の人民法院の発効判決・裁定に対して、再審を起動できる。これは最高人民法院を頂点とする人民法院システム自体の内部監督を意味する。

(b) 人民検察院

最高人民検察院は各級の人民法院の発効判決・裁定に対し、また、上級の人民検察院は下級の人民法院の発効判決・裁定に対し、控訴の方式にて再審手続きを起動できる。これは、人民検察院による法律執行への監督を意味する。

(c) 当事者

当事者は人民法院の発効判決・裁定・和解書について不服を有する場合、同級または上級の人民法院に再審請求を申し立てることができる。なお、現行の民事訴訟法においては同級または上級の人民法院に再審請求を行うことが可能であるが、法改正予定の民事訴訟法においては同級の人民法院には再審請求ができず、上級の人民法院にのみ再審の請求が可能となる。

③再審手続きを起動する条件

(a) 人民法院による再審の起動

人民法院が内部監督として再審を起動する場合、特別な条件を規定しておらず、確かに誤りが存在し、再審をする必要があると認めれば、再審を起動することができる。

(b) 人民検察院による再審の起動

人民検察院が控訴にて再審を起動する場合、以下の四つの条件（その中の一つを満たせばよい）が規定されている：

- 第1：元の判決・裁定における事実を認定するための主な証拠が不十分である場合；
- 第2：元の判決・裁定における法律の適用が確かに間違った場合；
- 第3：人民法院が法定の手続きに違反し、案件に対する判決や裁定の正しさに影響を与える可能性がある場合；

第4：裁判員が案件を審理する際に、横領収賄、私情にとらわれて不正をはたらき、または法をゆがめて裁判を行う状況があった場合。

④当事者による再審請求

当事者による不服申し立てを経て再審が請求された場合、上記四つの条件に加えて、「新たな証拠が出て、元の判決・裁定を十分に反論できる場合」（中国民事訴訟法第179条）という条件が規定されている。ここで所謂「新たな証拠」は、元の法廷審理が終わった後に見つかった証拠のことである。

また、和解書に対する不服によって再審請求を提出する場合は、「本和解が自由意思原則に依拠したものではない、または本和解協議の内容が法律に違反しているということを証明できる証拠」を提出することが要求される。更に、当事者が再審を請求する場合、裁判または和解書が発行されてから二年以内という時効条件を満たさなければならない。

⑤再審制度の問題点

再審制度は中国の二審終結制度を破った特例として存在している。しかし、案件に対する再審の上限回数が規定されていないため、一つの案件の審理が長期化し、当事者はなかなか最終結果を得られない場合もある。そして、人民法院または人民検察院により起動される再審では、発効判決の執行が中止される場合が多い（なお、当事者の請求により起動される再審では発効判決の中止をしない（中国民事訴訟法第178条但書））。

そのため裁判の結果が長期に未決の状態に陥るおそれもある。このように、再審制度は当事者に再度救済のチャンスを与える一方で、時間的・経済的に無用の消耗を招来することも事実である。

(3) 地域管轄

中国は広大であり日米企業にとってはどこで裁判をするかが非常に重要となる。できれば北京または上海等の沿岸地区で勝負したい。被告の中国企業近くの人民法院では、地元企業に有利な判決がなされるおそれもある。

司法解釈では裁判管轄に関し以下のとおり規定している。

「権利侵害行為地または被告住所地の人民法院が管轄する。」

（最高人民法院・特許紛争案件の処理に法律を適用する問題に関する若干の規定，法積2001年第21号第5

条第1項)。従って被告中国企業の地方工場で製造が行われ、その製造物が北京または上海等の沿岸地区で販売及び輸出等されている場合は、侵害地である沿岸地区、または、被告中国企業の地元の人民法院のいずれかを選択して侵害訴訟を提訴することができる。

(4) 米国イーライリリー事件⁽²⁾

日本において侵害行為を発見した場合、通常警告書の送付、交渉、訴訟提起というプロセスを経る。しかし、中国においては、前半のプロセスを省略して速やかに侵害訴訟を提起することが望ましい。証拠隠滅のおそれがあるということ、そして、侵害者側が差止請求権不存在確認訴訟を、侵害者の地元人民法院にて提起するおそれがあるからである。

この点が問題となったのが、米国イーライリリー事件である。特許権者である米国イーライリリーと、中国企業との特許訴訟である。中国企業は彼らの地元である江蘇省の人民法院に先に、特許非侵害を主張すべく、差止請求権不存在確認訴訟を提起した。これに対し、特許権者たる米国イーライリリーは、特許権侵害であるとして、山東省の人民法院に提訴した。この場合、どちらが裁判管轄権を有するのだろうか。人民法院は、先に請求のあった人民法院が裁判管轄権を有すると判示した。

つまり、中国企業の地元人民法院で、特許侵害の有無が争われることとなったのである。このように、どの人民法院を選択するか、またどのタイミングで訴訟を提起するかは訴訟戦略上非常に重要となる。

5. 現状の訴訟データ

(1) 民事訴訟の現状

図2に1985年から2007年までの各人民法院における知的財産権に関する民事訴訟事件の受理件数の変化を示す。

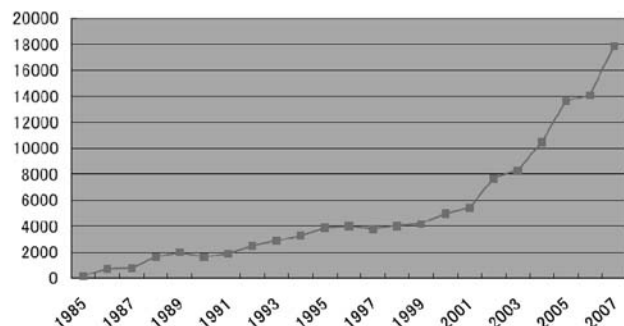


図2 知的財産権に関する民事訴訟受理件数の変化

図2に示すとおりWTOに加盟した2001年以降急激に事件が増加していることが理解できる。

図3は2007年度における知的財産権訴訟の内訳を示すグラフである。

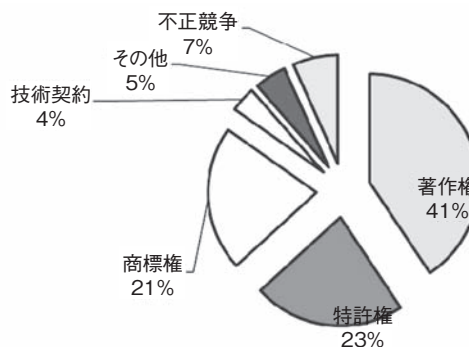


図3 2007年度の内訳を示すグラフ

図3に示す如く、著作権に関する事件が最も多く、次いで特許権及び商標権に関する事件が続く。著作権侵害事件が最も多いのは、やはり映画、音楽、及びコンピュータソフトウェアの違法コピーが極めて多いことに起因するものである。特許権侵害事件が大きなウェイトを占める点も注目すべき点であるが、もう一つ注目すべき点は、技術契約に関する事件の割合である。以前はこの技術契約に関する争いが長らく上位を占めていたが、近年はその割合が低下している。これは社会経済の発展と共に、契約書の内容も年々洗練されてきたため、技術契約に関する事件数も徐々に低減してきたからである。

(2) 外国企業が関与する事件

日本、米国または欧州等の外国企業が原告または被告となる事件（以下、渉外事件）も2002年以降増加している。2006年においては、渉外事件に係る判決は353なされ、これは対前年比52.16%の伸びである。ただし、全体的な割合で見れば、渉外事件は2.5%にすぎない。現状では中国企業同士が訴訟合戦を繰り返しているのが現状である。

(3) 訴訟に要する期間

裁判提起から判決までの期間は日米と比較すると短い。人民法院は、第1審においては、原則として6月以内に審理を終結しなければならない（中国民事訴訟法第135条）。また第2審にあっては原則として3月以内に審理を終結しなければならない（同法159条第1項）。このように中国では判決までの期間が立法化されていることから、諸外国に比べ早期に結論を得る

ことができるという特徴を有する。

ただし、涉外事件に関しては翻訳期間及び証拠提出等に多くの時間を要するため、例外的に期間の定めはない（同法 250 条）。

6. 特許権の民事的救済措置

中国における民事的救済措置は日本及び米国とほぼ同様であり、差止請求権の行使及び損害賠償請求権の行使が中心となる。2000 年には、TRIPS 第 41 条第 1 項の規定を受けて、仮処分の申請（以下、保全措置）が中国特許法第 61 条に新設され、迅速な救済が必要とされる事件には積極的に利用されている。

また損害賠償については米国の如く懲罰的というよりも、むしろ日本と同じく補償的意味合いが強い。しかしながら、原告の損害額の立証負担を軽減すべく中国の司法解釈にも、日本国特許法第 102 条第 1 項乃至第 3 項に類似する規定が設けられている（法釈（2001）第 21 号第 20 条乃至第 22 条）。

以下では、保全措置及び損害賠償の算定について述べる。

(1) 保全措置

中国特許法第 61 条第 1 項は保全措置に関し以下のとおり規定している。

「特許権者または利害関係人は他人が特許権侵害行為を現に実施または実施しようとしていることを証明する証拠を有し、直ちに制止しなければ合法的權益が回復し難い損害を蒙る場合は、提訴前に関係行為の停止命令と財産保全措置をとるよう人民法院へ申し立てることができる。」⁽³⁾

保全措置は 2000 年に導入され、積極的に利用されている。中国特許法第 61 条においては、現実の実施及び回復し難い損害の 2 要件を要求しているが、司法解釈では、

第 1：侵害の蓋然性が高いこと

第 2：回復し難い損害

第 3：申立人の提供した担保

第 4：公共の利益

を総合的に考慮して保全措置を認めるか否かを決定すると規定されている。保全措置は迅速に特許権者を救済するものであるが、その一方で後に特許が無効または非侵害と判断された場合、被申立人が不測の損害を被る場合もある。そのため申立人の担保及び公共の利益等をも考慮することとしているのである⁽⁴⁾。

最高人民法院は、保全措置を積極的に活用しているが、慎重さを失わずに第 1 乃至第 4 の要件を判断している。なお、最も重視するのは第 1 の要件である。

2000 年に導入されてから 2006 年 10 月までの間、258 の特許に関する保全措置の申し立てがなされ、136 の事件において保全措置が認められた。これほど多く保全措置を認めているのは、侵害行為が明らかな事件が数多くあるということ、また悪質な侵害に対しては積極的に保全措置を認め、特許権者を手厚く保護しようとする人民法院の強い意志の表れであろう。

ただし近年人民法院は中国特許法第 61 条第 1 項に規定する「合法的權益が回復しがたい損害を蒙る場合」の要件を厳格に解釈する傾向にある。そのため近年では保全措置の申し立て件数は減少傾向にある。

(2) 損害賠償額の計算

知的財産権侵害の事件における被侵害者への救済措置として、「侵害差止め」、「影響の除去」、「謝罪」、「損害賠償」等の手段がある。その中で、損害賠償は最も有効な損失補償手段だと認められる。従って、どのように損害賠償額を正確に計算するかは侵害訴訟における重要な問題となる。以下は中国の知的財産権侵害訴訟における損害賠償額の計算方法を簡単にまとめる：

第 1：権利者の実際の損失に従って賠償をすること；

第 2：侵害者の違法行為による所得に従って賠償をすること；

第 3：当該知的財産権のライセンス費の倍数（1～3 倍）を参照して合理に確定すること（主には特許権と商標専用権の侵害に対する賠償方式）；

第 4：法院が侵害行為の情状に応じて五十万元以下（一般的には五千元以上、三十万元以下で決定し、五十万元は上限額として設置されたのである）で賠償額を判決すること。（条文法釈 2001 年第 21 号第 20 条）

以上の賠償額の他に権利者が侵害を差し止めるために支払った合理的費用、例えば証拠の調査・取得、弁護士費用等も請求することができる。

また、以上述べた賠償方法は優先順位を有する。方法 1 及び 2 は第 1 の順位に当たり、権利者が自由に選択できるものである。方法 1 及び 2 に基づいて賠償額を計算し難い場合、方法 3 が採用される。これら三つの方法をもってしても賠償額の計算が困難な場合、方法 4 が採用される。

「1～3 倍」及び「五十万元以下」と規定されているが、

具体的にどのような値となるかは、裁判官が知的財産権の種類、ライセンス費、侵害行為の性質及び結果に基づいて自由裁量により決定することになる。

7. 最高人民法院の役割と司法解釈

(1) 最高人民法院の役割

最高人民法院は法により独自に最高裁判権を行使し、行政機関、社会团体及び個人の干渉を受けない⁽⁵⁾。最高人民法院の主な役割は以下のとおりである。

①全国に大きな影響を及ぼす案件、高級人民法院の判決、裁定に不服の上訴案件及び最高人民法院が自ら審理すべきである案件の審理を行う。

このように最高人民法院が第1審となる場合もあるが、知的財産権訴訟においてはそのような場合はきわめてまれであろう。

②下級法院の監督を行うべく、誤審判決を取り消し、審理を決定するかまたは再審を指令する。

③審判の過程での法律適用問題に対し司法解釈を行う。判例法主義を採用しない中国においては、司法解釈は重要な意義を有する。以下に司法解釈についての詳細を説明する。

(2) 司法解釈

①司法解釈とは

司法解釈とは、中国の最高司法機関が法律により付与された職権に基づいて、法律を実施する過程において具体的にどのように法律を運用するかについて発行した普遍的司法効力のある解釈である⁽⁶⁾。

周知のとおり、判例法主義を採用する米国等とは異なり、中国は成文法制度を採用している国の一つである。成文法の条文は多くの社会現象をまとめて概括することにより得られた普遍で、また抽象的なものである。そのため、規則に対する理解は人によって異なる場合が多い。特に裁判官がこの抽象的な規則を、個別の事件に具体的に適用する際に、法律規則の内容及び適用範囲について自ら理解して判断することになる。

法院は上から下への大きなシステムであり、各裁判官の理解・判断が違うことも当然であろう。しかし、同様の事件について法院毎に異なる、或いは正反対の判決がなされた場合、人民は何に適従すべきか、その判断が困難となり、また法院の権威をも低減させることとなる。

中国は判例法制度を採用しないため、法院の判例によりある法律の適用規則を具体化することができな

い。従って、法律規定の意味を更に明確にし、裁判官の判決基準を統一化すべく、司法解釈という中国特有の法律形態が誕生した。

司法解釈の概念に対する理解を直感的に理解すべく、以下に例を挙げて説明する。

中国特許法第56条は、

「**発明又は実用新案の特許権の保護範囲はその特許請求の範囲の内容を基準とし、明細書及び図面は権利請求の解釈に用いることができる。**」

と規定している。「特許請求の範囲の内容を基準とし」とはどのように理解すればよいか？例えば侵害の判断において、ある技術の特徴は完全に本特許技術と一致する場合のみに侵害と認められるのか、またはほぼ同じであれば侵害と判断されるのか、異論が存在している。これに対して、『最高人民法院による特許紛争案件の審理において法律を適用する際の問題に関する規定』という司法解釈の第17条において、均等論に関し以下のとおり規定している。

「**特許権の保護範囲は特許請求の範囲に明確に記載されている必要的技術特徴により限定されている範囲を基準とすべき、当該必要的技術特徴と均等である特徴により確定されている範囲も含まれる。均等特徴とは、記載されている技術特徴とほぼ同じ手段を利用し、ほぼ同じ機能を実現し、ほぼ同じ効果を達すると共に、本分野の普通の技術者が創造的な工夫をせずに連想できるものである**」

これは中国での均等論の法律依拠となる⁽⁷⁾のものであり、普遍的な司法効力を有する。

②司法解釈の形式及び効力

最新の規定によって、今後の司法解釈の形式は「解釈」、「規定」、「批復」、「決定」（名称の接尾語）の四種類となり、法律と同等の効力を有している。

③中国の現在の司法解釈の問題点

(a) 形式が混乱している

以前は司法解釈の形式に関しなんら明確な規定が存在しなかったため、従前の司法解釈は、多様な形式となっており、その名称だけでは司法解釈であって法律効力を有するのか、或いは、そうでないのかの判断が困難であるという問題がある。

(b) 有効性を判断しにくい

以前に発効された司法解釈に誤りが存在し、または、現在の裁判要求に適応できなくなった場合には、訂正または修正という手段ではなく、新たな司法解釈を発

行するという形で、新たに規定し直す。

しかし、この新たな司法解釈は以前のどの規定（条文）が廃止されたのかを明確に指示せず、大まかに「本規定と抵触する場合は本解釈を基準にする」との如く記載されているにすぎない。従って、新たな規定が抽象的である場合、以前の規定が廃止されたのか否かの判断が困難になるという問題がある。

また裁判実務においても、特に基層法院の裁判官が以前の司法解釈を否定せず、即ち、古い司法解釈を適用する場合もある。また、特定の司法解釈は有効でありながら、効力が弱いまたは解釈に疑義が生じるおそれがあるものも存在し、基層法院に適用されないという問題もある。

(c) 遡及性についての論争がある

司法解釈は法律と同等の効力を有するため、その遡及性を巡り論争となる。原則として、司法解釈は現行の法律に対する解釈であり、新たな立法ではないため、その効力も解釈される法律と同時に存在、同時に消滅すべきである。しかし、時代の変遷に伴って、物事に対する見方も変化するであろう。従って、現在の司法解釈に以前の理解と異なるものが出ることも避けられないのである。

このような解釈の遡及性について、特に本司法解釈に発効時間が規定されていない場合に、論争が増加する。しかし、現在の通説では、司法解釈の条文に発効時間が規定されていない場合、その解釈の公布時間が発効時間に該当し、且つ原則として遡及性がないものと解されている。

8. まとめ～これからは特許で戦う

中国における特許民事訴訟は日本及び米国と類似する側面があるものの、上述したとおり、いくつかの相違点が見いだせる。急速に法制度及び知的財産権に関する保護状態が改善され、また日本及び欧米のみならず、中国企業も数多くの特許権を成立させている。

法整備及び権利の取得段階から、今まさに権利の活用という段階へ移行しつつある。

現に中国企業同士の特許訴訟は数多く発生し、欧米諸国が被告となり、中国企業に訴えられる事件も増加してきた。

商標権に関しては、米 Google 社が「谷歌（グウガと発音する）」の商標を用いていたところ、同商標について商標権を持つ北京谷歌科技有限公司に 2007 年

7 月に商標権侵害であるとして提訴された。

また、2007 年 9 月には、フランスのシュナイダー低压電気有限公司等に対し、特許権侵害であるとして中国の正泰集団へ約 3.3 億元（約 56 億円）を支払うよう命じる判決がなされた。これは、フランスのシュナイダー低压電気有限公司等が、正泰集団が所有する特許 ZL97248479.5 を侵害するものとして、正泰集団が浙江省中級人民法院に提訴したものである。中級人民法院は侵害製品の販売停止及び巨額の損害賠償を認めたのである。

中国企業の台頭と共に日本企業が特許権侵害で訴えられるケースも増加するものと思われる。そのためには、特許権を数多く取得しておくと共に、中国における民事訴訟手続及び権利範囲解釈等を十分に理解しておくことが必要であるといえる。

注

- (1) 中国特許法第 57 条は次のとおり規定している。「特許権者又は利害関係人は人民法院に訴訟を提起することができ、特許業務管理部門に処理を求めることもできる。」中島 敏著「日中対訳 逐条解説中国特許全法令」p902 経済産業調査会
- (2) 最高人民法院民事裁判第三庭、米国イーライリリー会社と常州華生製薬有限公司間の特許権侵害紛争案件の管轄を指定することに関する通知、2003 年民三他字第 9 号
- (3) 前掲中島 p904
- (4) 最高人民法院・特許権侵害行為の訴訟前停止に法律を適用する問題に関する若干の規定（法積（2001）第 20 号第 11 条）なお、米国では 2006 年に米国最高裁判所が e-bay 事件（eBay Inc v. MercExchange, L. L. C., 126 S. Ct. 1837 (2006)）において差し止めに必要な 4 要件を判示している。詳細は、<http://www.knpt.com/contents/cafc/2006.0501/2006.0501.htm> を参照されたい。
- (5) 中華人民共和国憲法第 126 条～第 130 条
- (6) 周道鸞著「中華人民共和国司法解釈全集」、人民法院出版社、1994 年版、p1
- (7) 均等論を含む権利範囲解釈については河野英仁、加藤真司著「日米中における均等論と禁反言の解釈～日米中の主要判決をふまえて～」知財管理 2007 年 7 月号 Vol.57 No.7 p1079～1093、日本知的財産協会を参照されたい。

（原稿受領 2007.10.22）